

都市計画の概要と都市計画事業

1 現 状

(1) 県内では、計画的な土地利用や都市施設の整備などを進めるために、24の都市計画区域(25市町)が設定されており、そのうち、線引き都市計画区域は6区域(12市町)、用途地域設定のみの都市計画区域は7区域(9市町)、都市計画区域のみの指定区域は11区域(9市町)です。

都市計画区域では、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにするため、都市計画法に基づき、「三重県都市マスタープラン」を策定しています。

人口減少・超高齢社会の中、持続可能性の高い集約型都市構造の実現に向け、平成19年度から三重県都市マスタープランの改定作業に取り組んでおり、23都市計画区域の改定を終えました。

※いなべ市、津市、伊賀市には複数の都市計画区域があることから市町の合計数が一致していません。

(2) 安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、次の箇所で街路事業等の都市計画事業による都市基盤の整備を進めています。

- ・松阪公園大口線(松阪市)〈緊急輸送道路、立体交差化、電線共同溝〉
- ・伊賀上野橋新都市線(伊賀市)〈電線共同溝〉
- ・外宮度会橋線(伊勢市)〈電線共同溝〉
- ・近鉄名古屋線川原町駅付近(四日市市)〈立体交差化〉
- ・白江地区(鈴鹿市)〈土地区画整理(組合施行)〉

また、潤いある都市環境を形成するため、次の都市公園の整備・管理を行っています。

- ・北勢中央公園(四日市市・いなべ市・菰野町)
- ・鈴鹿青少年の森(鈴鹿市)
- ・亀山サンシャインパーク(亀山市)
- ・県庁前公園(津市)
- ・大仏山公園(伊勢市・玉城町・明和町)
- ・熊野灘臨海公園(紀北町)

2 課題・問題点

(1) 都市計画区域に関しては、市町村合併の結果、一つの行政区域内に線引き・非線引きの都市計画区域が併存している市があり、今後一貫した方針に基づくまちづくりの推進に支障が生じる恐れがあります。

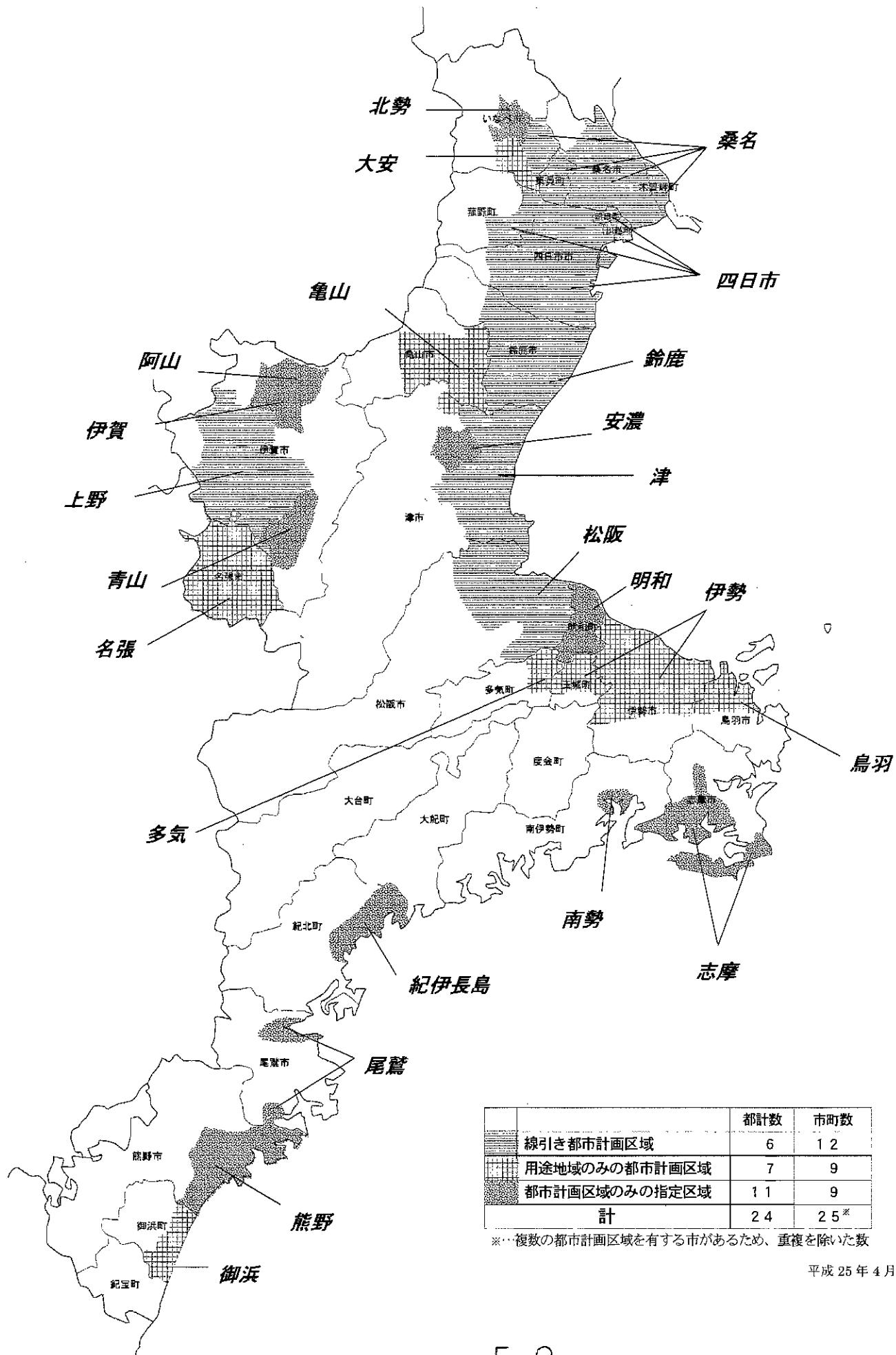
(2) 都市計画事業に関しては、市町事業や鉄道事業者等との調整が不可欠であり、計画に沿った着実な事業推進が重要となります。

3 対応方針

(1) 都市計画区域の再編については、集約型都市構造をめざした改定後の三重県都市マスタープランのもと、市町都市計画マスタープランの策定状況も見据え、関係市町と十分調整を図りながら、見直しを進めています。

(2) 都市計画事業については、引き続き関係機関との連携をはかりながら、効率的・重点的に推進していきます。

三重県の都市計画区域



第24回「みどりの愛護」のつどい実施報告

平成25年5月18日、皇太子殿下のご臨席のもと、熊野灘臨海公園にて、第24回「みどりの愛護」のつどいが、国土交通省、三重県、紀北町の主催により行われました。

この式典は、貴重な緑を守り育て親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育むことを願って、全国の公園緑地等の愛護団体や地域の緑化・緑の保全団体などの緑の関係者が一同につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するためを開催しています。

式典当日には、太田国土交通大臣、鈴木三重県知事、山本勝三重県議会議長、尾上紀北町長をはじめ、全国から緑化推進関係者約800名が参加し、みどりの愛護活動の事例紹介や、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰、全国「みどりの愛護」のつどい記念三重県都市緑化功労者知事表彰などが執り行われるとともに、皇太子殿下からお言葉をいただきました。

その後、皇太子殿下と参加者により、記念植樹が行われました。



式典の様子



表彰の様子



植樹の様子

景観まちづくりの推進

1 現 状

(1) 本県は（平成16年公布）景観法に基づく景観行政団体として、平成19年に「三重県景観づくり条例」を公布するとともに、平成20年4月から「三重県景観計画」を運用し、良好な景観の形成に向けた取組を進めています。

「三重県景観計画」は、広域的な景観行政団体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針、一定の行為に対する届出の基準（景観形成基準と届出対象行為）を定めたもので、建築物の建築等を行う際に景観に配慮したものとなるよう届出による誘導などを行っています。

また、三重県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、看板等の屋外広告物について、必要な規制を行っています。

○景観行政団体：景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、他の市町村は、都道府県との協議（H23.8までは同意も必要）により、景観行政団体になることができます。

（県内の景観行政団体）

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、松阪市、伊勢市、志摩市

※平成25年7月に、津市が景観行政団体になる予定です。

(2) 社会資本整備については、構想・計画段階から県民が参画し、地域の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い事業の実施が重要となっています。

このため、地域住民との協働により、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県有施設の修景整備を実施し、まちの良好な景観形成を推進しています。

また、社会資本整備における県民との協働を進めるため、職員の育成、資質向上を図るとともに、地域のまちづくり団体への支援を行っています。

2 課 題

(1) 良好的な景観づくりにおいて、県民や事業者、市町と共に、美しい景観づくりを県内全域で展開していくとともに、市町の景観計画策定や地域が主体となって取り組む景観づくりへの支援が求められています。

また、屋外広告物の適正な設置に向け、違反屋外広告物の是正に取り組む必要があるとともに、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、きめ細かな対応が可能な市町への権限移譲を進める必要があります。

(2) まちの良好的な景観形成を進めるだけではなく、その景観を生かすことによって、地域振興や観光振興にもつなげていく必要があります。

また、社会資本整備を進める中で住民満足度を高めるため、より一層の職員の資質向上と地域住民、団体等との協働が求められます。

3 対応方針

(1) 良好な景観づくりの推進のため、三重県景観計画に基づく届出に関する相談・審査を行うとともに、県民や市町の意識高揚と普及啓発に取り組みます。

さらに、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりへの支援のため、景観アドバイザーの派遣等を行うとともに、市町の景観行政団体化に向けた取組支援として、市町との意見交換や市町主催の景観計画策定委員会への職員派遣等を行います。

また、屋外広告物の適正な設置のため、広告主等に対して屋外広告物に関する規制制度の普及啓発を行うほか、違反屋外広告物の是正の取組等を進めるとともに、引き続き市町への三重県屋外広告物条例に基づく事務の権限移譲に向けた調整を行います。

(2) 地域の創意工夫やニーズを反映した、住民満足度の高い社会資本整備の実現を目指すため、事業の各段階（構想、計画、実施、維持管理）において協働を進めることにより、地域振興の支援を行っていきます。

また、協働による社会資本整備がより的確で効率的に進められるよう、職員の資質向上のための研修を実施するとともに、協働によるまちづくりを推進するため、地域のまちづくり団体を対象とした講演会や交流会などを開催します。

景観に配慮した社会資本整備



上多気地区（津市）
伊勢本街道



外宮前地区（伊勢市）
外宮参道



美旗地区（名張市）
初瀬街道



三木里地区（尾鷲市）
三木里海岸堤防

建築開発行政

1 三重県の建築行政の概要

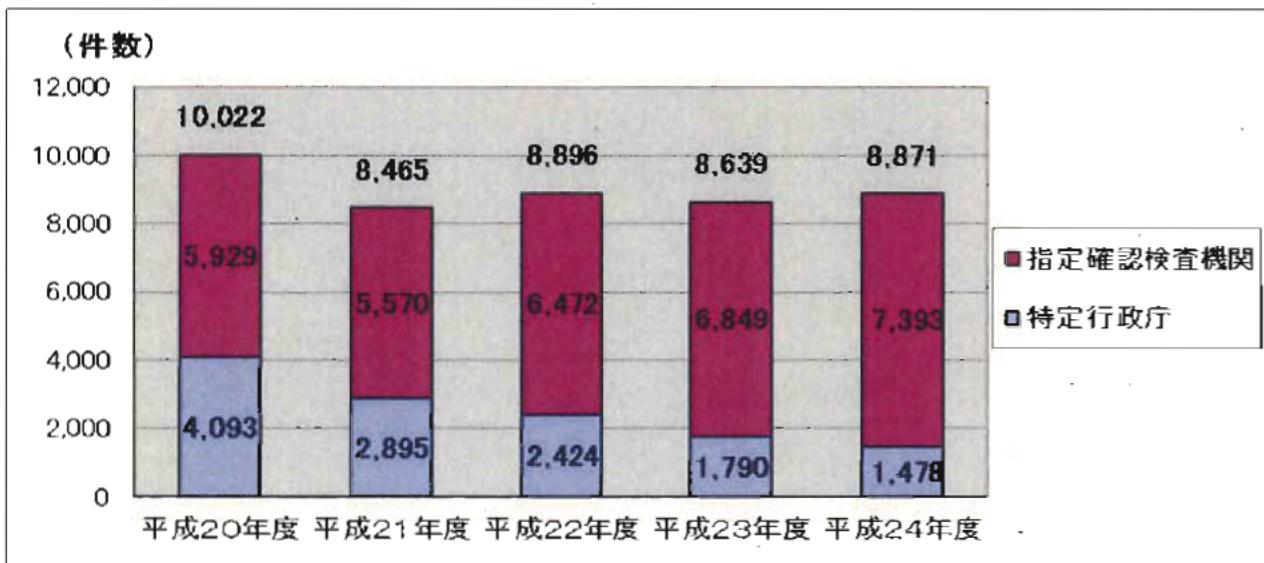
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、建築物の中間検査及び完了検査やその他建築物の特例許可及び認定などを行っています。

県では建築行政の権限移譲を行っており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び松阪市は特定行政庁として全ての建築物に関する建築行政を、伊賀市及び名張市は限定特定行政庁として小規模な建築物に関する建築行政を行っています。

また、建築行政のうち建築確認及び検査については、民間の指定確認検査機関においても行っており、県内の円滑な建築行政を推進するため、各市との連携に加え、民間の指定確認検査機関との連絡・調整が県の重要な役割となってきています。

平成24年度の建築確認件数は8,871件で、過去5年間における特定行政庁及び指定確認検査機関の件数の推移は下表のとおりです。

＜建築確認件数（平成20年度から平成24年度まで）＞



2 三重県の開発行政の概要

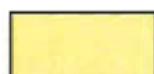
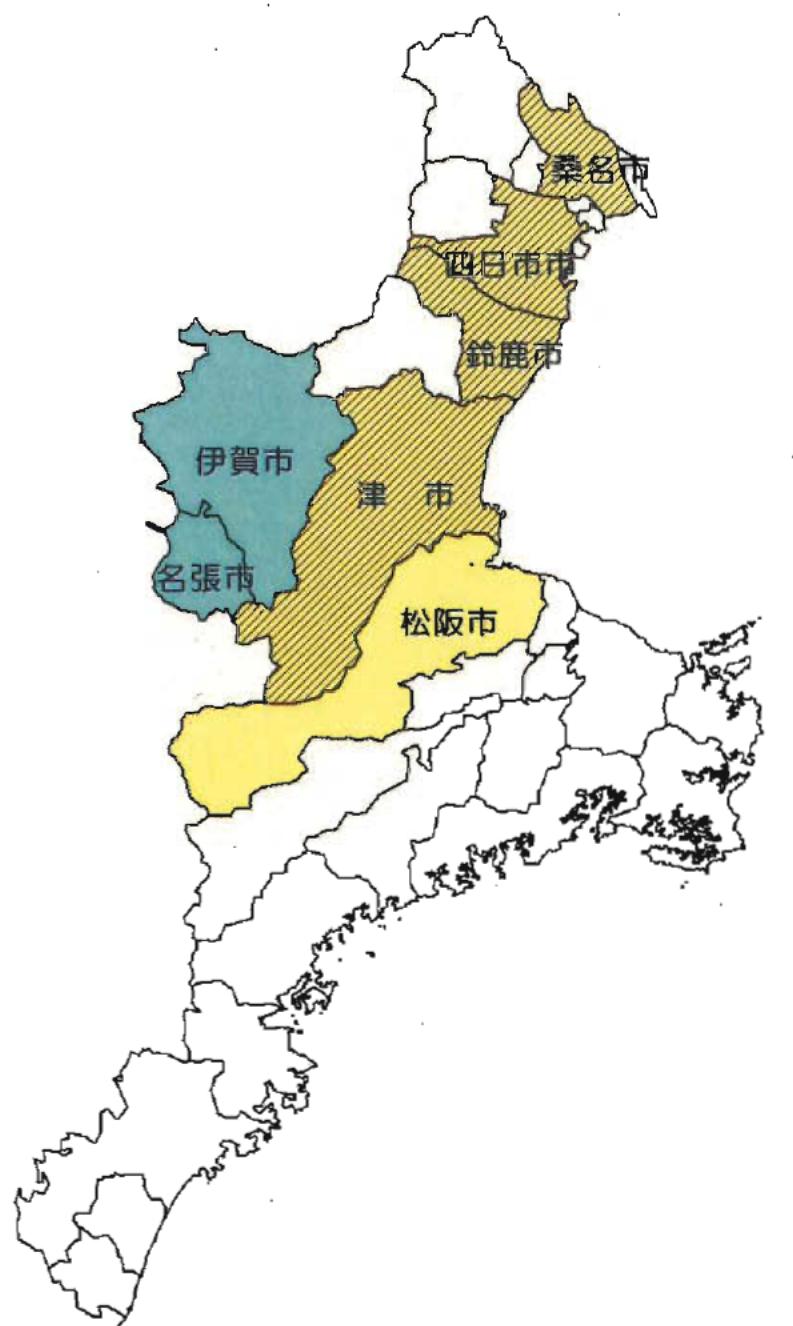
適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などをしています。

開発行政においても、権限移譲に取り組んでおり、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市において開発行政が行われています。

また、県内の円滑な開発行政を推進するため、開発行政を行っている4市との連携が県の重要な役割となっています。

平成24年度の開発許可件数は、三重県176件、四日市市104件、津市37件、鈴鹿市36件、桑名市29件で、合計382件となっています。

建築確認・開発許可を行っている市



建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）



建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市）



開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

木造住宅耐震化と県営住宅の管理

1 現 状

(1) 木造住宅耐震化

東海・東南海・南海地震に備え、住まいとまちの耐震化のため、平成18年度に策定した「三重県耐震改修促進計画」の目標である住宅の耐震化率（安全な住まいの割合）90%に向けて、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の耐震診断補助及び耐震補強工事補助等に取り組んでいます。

【耐震診断補助の実績】

(単位：戸)

	平成14～ 19年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	累計
予算戸数	36,700	3,000	3,000	3,000	2,700	3,000	51,400
実績戸数	16,927	1,920	1,940	2,333	4,025	2,904	30,049

【耐震補強工事補助の実績】

(単位：戸)

	平成14～ 19年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	累計
予算戸数	800	400	250	250	240	250	2,190
実績戸数	457	167	124	214	234	416	1,612

※平成24年度末耐震化率推計83.7%

(2) 県営住宅の管理

県では、現在61団地の県営住宅を管理しています。平成25年4月1日現在の入居可能戸数は3,551戸であり、そのうち入居戸数は3,030戸（入居率85.3%）となっています。

県営住宅の維持管理を中心とした業務については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、ブロックごとに以下の指定管理者により管理を行っています。

- 北勢ブロック : 三重県北勢地区管理事業共同体
- 中勢・伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
- 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

2 課題・問題点

(1) 木造住宅耐震化

地震による被害を軽減させるため、住宅の耐震化率を、平成24年度末推計83.7%（計画時点は平成17年度72.0%）から平成27年度までに90%に引き上げることをめざし、より一層の耐震化促進に向け、取り組む必要があります。

また、東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震による被害想定が公表されたことによる県民の皆さんのが防災意識の高まりを、着実に耐震化に結びつけていく必要があります。

(2) 県営住宅の管理

平成11年度以降、法的措置も含めた家賃の滞納対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9,000万円あった収入未済額は、平成24年度決算（見込）で約1,200万円にまで減少しています。しかしながら近年の経済不況等により、滞納が生じやすい状況になっていることから、今後も継続した滞納対策を行う必要があります。

また、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次期（平成26年度～30年度）の指定管理者を選定する必要があります。

3 対応方針

(1) 木造住宅の耐震化促進への取組

- ① 耐震補強工事補助事業に対する需要の増加に的確に対応することをはじめとして、着実な事業執行に努めます。
- ② 行政の補助事業について広く周知を行うとともに、耐震診断を促す住宅団地戸別訪問や、診断を終えた方を対象とする耐震補強相談会等を市町と連携して実施します。

【木造住宅耐震化に関する補助制度】

（対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）

	補 助 額
①耐震診断支援	全額
②耐震補強設計補助	耐震補強設計費の3分の2（上限16万円）
③耐震補強工事補助	耐震補強工事費の3分の2（上限60万円）と11.5%（上限40万円） さらに一戸当たり15万円を加算 また耐震補強工事と同時に行うリフォーム工事については工事費の3分の1（上限20万円）
④簡易耐震補強工事補助	簡易耐震補強工事費の3分の2（上限30万円）

(2) 県営住宅の適正な管理への取組

家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の初期段階からの対応」が大切であるため、家賃の口座振替の利用拡大を図るとともに、滞納初期段階における電話や文書、訪問による督促の強化等の対策を講じています。

また、次期（平成26年度～30年度）の指定管理者を今年度中に選定します。